

郷土室だより

第139号

平成23年2月28日

編集・発行

中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 22-021

「変りゆく都市像」(18)

《種々な市》

◇市と屯倉(承前)

前号では「日本書紀」巻第十八(安閑天皇元年の項)に記された屯倉の起原についての記事の途中までを紹介して紙幅がつきため、この項はその続とする。

安閑天皇の四人の後(後出の注では妃の文字を当てている)は何れの後からも子供が生まれず、四人の後は重臣の相伴大連金村に「自分達の存在を記念するものが何もないことを嘆き訴えた」。金村はそれに答えてそれぞれの後に屯倉みやけを与えることを天皇に進言して実施した。以下、今号の屯倉の所在地の一覧が続くのである。

しかし日本古典文学大系「日本書紀」の編者のこの部分の注では「何か記念する物を残してそれによって自分の名を後代に残す。いわゆる名代・子代の説明であらうが、この記事では妃の為に屯倉を立てることが何故天皇の名を伝えることになるのか、また次の三つの屯倉みやけが天皇や妃の名とどういう関係があるのかが説明がつかない。要は妃の経済的基礎として以下の屯倉が定められたことであって、勅文や金村の奏は、説



早朝の築地「場外」市場

明のための造作であろう」(同書下 五一頁・注二一)とある。

ともあれこのように見られる経過で四人の皇后・妃用の屯倉が諸国に置かれるようになったのだが、その文脈を測ればすでに《一定収量》が得られる「公の水田」があつたこと。それは後代の「封建制度」の「封」に相当する存在であつたことなどが推察できる。

またこの屯倉は文字通りの倉であつて米の収穫の保存とともに豊凶時の米の需給調節のための施設でもあつたことも推察できる。わざわざここで「市と屯倉」と見出しをしたのは、この時代あたりから屯倉はかなり「市」の施設としての役割を果たしていたのではないかと《提案》的な意味を持つものなのである。

「書紀」の記述に戻ると、金村は「国」との屯倉と田部(屯倉の田を耕作する農民)を后・妃に給賜したことが記録されている。

またその項に続いてヤマトの東端にある武蔵国の国造クラスの内紛に絡んで「横淳(埼玉県比企郡吉見辺か)・橘花(川崎市住吉辺か)・多氷(武蔵国久良岐郡辺か、

多摩郡説もある)・倉樺(武蔵国久良岐郡、横浜市辺説もある)の四箇所に屯倉を置いた記事もある。

その翌年(安閑天皇二年五月)には、次のような九州北部地方と中国地方を中心にした屯倉の設置が記録される。

「筑紫の穂波屯倉(福岡県穂波町)・鎌屯倉(福岡県嘉穂郡)・豊国の勝碓屯倉(北九州市門司)・桑原屯倉(福岡県築上町)・肝等屯倉(福岡県苅田町)・大抜屯倉(北九州市小倉)・我鹿屯倉(福岡県田川郡赤村)・火国の春日部屯倉(熊本国府付近)・播磨国の越部屯倉(兵庫県新宮町)・牛鹿屯倉(兵庫県姫路市市之郷か)・備後国の後城屯倉(岡山県伊原市か)・多禰屯倉(岡山県後月郡か)・来履屯倉(広島県賀茂郡西条町辺か)・葉稚屯倉(井原市大江か)・河音屯倉(井原市東江原)・西江原か)・婀娜国(備後国安那郡または広島県福山市説)の膽殖屯倉(未詳)・膽年部屯倉(未詳)・阿波国の春日部屯倉(徳島県那賀郡羽ノ浦)・紀国の経湍屯倉(経湍、此をば俯世と云ふ)・和歌山市布施屋)・河邊屯倉(和歌山市河辺)、丹波国の蘇斯岐

屯倉(京都府亀岡市三宅)、近江国の葦浦屯倉(滋賀県草津市葦浦)、尾張国の間敷屯倉(愛知県中島郡平和町)・入鹿屯倉(愛知県犬山市入鹿)、上毛野国の緑野屯倉(群馬県藤岡市倉屋敷)、駿河国の稚贄屯倉(静岡県吉原市)を置く」とある。

なおこの巻の補注18「安閑天皇宣化天皇」二三(58ページ注二二)の記事はかなり長文で、大系本成立当時の「屯倉・官家」についての考察があるがここではその存在だけを記して全文は省略した。

その代わりに「安閑天皇二十年十月十七日に崩御、年七十歳。是の月に、天皇を河内の旧市高屋丘(陵)に葬りまつる。皇后春日山田皇女及び天皇の妹神前皇女を以て、是の陵に合せ葬れり」(宮内庁の名称では大阪府羽曳野市《古市築山》)という記事がある。

ここでも「旧市高屋丘陵」と、安閑天皇はかつては「いちば」だった場所にその皇后と妹の陪塚を持つ形式で葬られたとある。

注 河内の旧市

なおこの旧市は古市は大阪府羽曳野市と藤井寺市にま

たがる大古墳群のことで、「古市古墳群」ともよばれている。その中の《古市築山》は、古市だった場所に土を盛って「陵」を築いた場所の意味として読むことが自然だと思われる。

この「紀」の記事とは年代はかなり隔たる築造物だが、平成22年の12月に飛鳥で確認された牽牛塚古墳(7世紀後半の斉明女帝とその娘の間人皇女の合葬墓とされる)の隣にある越塚御門古墳(中大兄皇子と天智天皇の娘、大田皇女の墓と推定される)にも巨大な石槨の合葬を示す石槨が発見され、多数の見学者が集まったことが報道されたことを思い出す。

このような天皇を始め有力者の墓が合葬墓の形で築造されるといふ葬制のあり方は、この連載で確認しただけでも2〜3世紀は続いたと考えてもよからう。そしてこの期間に大規模な土木工事(陵墓築造など)の建設工事の現場には古市と旧市だった場所が宛てられ、その付近に新しく「市」が作られていたことも推定される。

これは大勢の人が働く場所や

《集まる》場所にはそこに集散する人々の氏族や階層の上下には無関係の形で、市場が必ず成立していたこと、つまり市場は《都市》必置の施設だった。

◇中央区内の市場

話を一挙に現代に移そう。去年発行のこの「郷土室だより」一三六号（平成二十二年二月二十五日発行）に中央区内にある「市場」（株式市場）と生鮮食品取引業の市場は意識的に除外して、国内商品先物取引業の市場を中心に取り上げてみた。

中央区内には江戸時代から大坂・堂島の米取引場の業態（先物取引）を移入した形で明治中期から国内商品先物を扱う市場が蛸殻町を中心に成立した。それ以後の変遷はここでは省略して、去年現在では（株）東京工業品取引所（略称「東工取」、日本橋堀留町1-10-7）と、（株）東京穀物商品取引所（略称「東穀取」、蛸殻町1-12-5）の二箇所があった。

「東工取」の市場開場日はデイ

リー開場、ウィクリー開場（曜日ごとに開場するもの）、マンズリー（4週ごとに開場）。「東穀取」も工業製品とは異なる形で、独自の農産物市場が開場されていたことは言うまでもない。

ところが昨年12月10日の「日本経済新聞」は「東穀取「解体」 苦渋の決断」・「東工取に市場移管」という見出しの記事で、明治7年から始まった中外商行会社（明治41年に東京米穀商品取引所と改組）東穀取の前身）の業務が平成23年1月4日に東工取と「システム統合」することが決定し、東工取に移管される事を報じ、予定通り今年の年頭にそれが実現した。

この商品市場の統合についての一連の報道の締めくくりは「農産物市場を統合した東工取は豊富な品揃えを強みに海外の投資マネーの獲得を目指す」ものだとある。東穀取の統合理由は「人件費やシステム運営費などを圧縮し赤字脱却を急ぐ」必要による措置だとされる。この市場がいわゆる市場取引そのものではなく《その取引の場所》自体の運営のあり方が原因で、連続赤字だったことによる

一つの結末が実現したのである。この市場数の減少は第二の開国だとも言われるTPP（環太平洋経済連携協定）が話題となり、国内的にはその政治日程までが報じられている中でのことである。こ

通方式の変化と平行した、いわゆる「流通革命」による量販店の急激な増加によって、当初の「市場法」の原則だったセリによる値決め体制が、かつては「悪の権化」といわれた相対取引に移行（本来の市場原理からすれば《一物多価》の相対取引に戻った）ことから、現在の統制的市場法の「制度疲労」が表面化する結果になった。

◇生鮮食品市場では

これまでに再三、中央卸売市場制度に言及してきたが、私が直接その動態を観察した時期（昭和35（43年）当時は、東京都内の場合は「市場内流通」が公称90%、現在は「市場外流通」が62%、つまり見方によっては現在の生鮮食品の全流通の中で「市場外流通」が約40年前の割合と比較すると約6

千億と3割も減少しているし、東京都の場合は都設の卸売市場内の仲卸業者の場合ではその4割が債務超過になっていることが公表されている。つまり、仲卸業者は前項の東穀取と同じ歩みをたどっていることが分かる。

これも前（124号・平成18年2月刊）に書いたことだが、大正13年4月に公布された「中央卸売市場法」では、荷受人（卸）と仲卸（仲買）は「公明正大」なセリ取引、それを受けた仲卸は江戸以

来の相対取引で小売業者に「臨む」という《ゆるぎない地位》を固めていた仲卸業者の4割が赤字だと

その理由は商品そのものの《荷姿》の変化、その輸送方法の変化、

加えて一種の規制手段としての流

いう衝撃的な数字は、40年前の実態を垣間見た体験からすると、繰り返しになるが驚きに耐えない。

東京都は施設の老朽化著しい築地市場を豊洲に移転させることを決定したが、「日本経済新聞」はその社説(2010年11月22日付け)

〔卸売市場の改革なければ豊洲も「箱物」に〕と題してその移転については、まず「制度疲労」におちいった制度の状況を改善しなければ「総額4千億円以上をかける新市場は箱物行政となる」と警告した上で、つぎのような具体的な指摘・提案をしている。

それは最低、市場外流通の比率の増大に応じた運営(卸売市場に参加する卸や仲卸数の過剰化への対策)、生鮮食品の小売価格中の流通経費(水産物が75%、青果物は58%)の改善をはじめ、電子商取引・保冷施設などはその規模と内容が必要最小限に絞ること。設備負担が膨らんで施設使用料の引き上げを防ぐこと。セリ取引商品を卸売市場内に持ち込む原則などの規制を撤廃すること。開設者は都道府県などの自治体に限定しているのを中央市場も民営化を前提に

改革すべきだ等々。これらの指摘事項を見ると、大正時代の卸売市場制度の発足当時にさんざん当局から批難された旧来の取引法に戻ったような感じが強い。

ここでも思い出されるのは平成3年に神田青果市場が今の大田市場に移転するとき、移転を急ぐ当局は、市場建物本体とその施設の設置のありようを荷受・仲卸・買出人三者の代表者との間で、「いちば機能」の合理的検討ではなく新市場のスペースの分捕り合戦の形にして移転が実施された。

それはいわば「箱物」としてのスペース内における新分野の分捕り合戦に終始させたことが移転作業の実態になった。市場規模の増大はそれぞれの希望スペースの大判振る舞いに《書き換えられた》のである。

それは市場が自由な取引の場である原則?はさておき、それぞれの業態の勢力地図を出現させたことでもあった。そしてその約20年後だった現在でも新聞「社説」では、下手をするとその轍を踏みかねない(豊洲も「箱物」(運営)に)という心配をされている。

この状況は約88年間(大正13年11月23日以降)に《日本の公設市場の市場原理》は一回転したとも見なせる。近代都市化を促進する手段として「民営市場を公設市場に「収容」してから88年」といい直してもよからう。その《規制の市場法》の市場原理は現在の民間の新聞の社説では手厳しく否定されるに至っている。

このように本来の市場原理というものは戦争・戦災・占領・社会変動・国家の経済力のランク付けの変化などの外的条件がどれほど激変しても、案外に変わらない。

いやほとんど不変だともいえるし、そのあり方に外部から力が加えられて一時は変形したとしても、凄まじいことに強靱な復元力の存在さえ持っていることを感じさせる。

これは余談になるが高度成長期の東京に全国からの人口が集中した時期に、40万人を収容する多摩ニュータウンが計画され、長年月を掛けて一応は完成した。その最後の仕上げはそこに都設の青果物の中央卸売市場を建設することだった。設置目的はサラリーマン世

帯の青果物需要の安定供給を目指す都市施設だということにあったが、勤労者世帯中心の団地では「高い品物」には「値」が付かず、「市場」としての成長が見込まず低調のまま推移した。言い方を替えれば「市場」はモノの値段を吊り上げる装置でもあるのである。近代都市の都市施設のひとつとして「箱物」としての市場の姿が、いまでも現代都市遺跡としての風景を見せている。

かつての《市場人》の口癖であった《市場は市民の台所》のとおり、公設市場は消費者にとつても合理的な形で運用されなければ、その存在の理由がなくなることを銘記することが大切なようだ。それが現代の市場原理の根源かもしれない。

それにしても築地の市場、とくに一般には「場外」市場などではやされたが、中央区の代表的な都市施設の一つが姿を消すことは惜しまれる。「記・紀」の表現ではないが築地は《古市》として、いつまでも都心の花として残ってもよからうと思う。(鈴木理生)